

## 平成23年度事業計画について

平成23年3月30日

平成23年度における我が国の経済社会環境は、東日本巨大地震の影響を加え更に厳しい状況で推移するものと考えられる。企業業績は若干回復の兆しを見せてきているものの、昨年12月時点の本年3月卒業予定者の内定率は過去最低の68.8%と厳しい状況が続いている。

グローバル化や少子化等が急速に進展するなか、国内採用を厳選する企業と安定した就職先を求める学生とのミスマッチが内定率を押し下げているとの声もある。人気企業には応募が殺到し、また特定の学生に内定が集中する一方で、多くの学生は就業の機会を得る事が出来ない状況にあり、また、中小企業では依然として採用難の状況が続いているなど多くの問題を抱えている。

こうした課題や問題の解決のためには、学生への就業力育成の方策と共に就業の機会を作るための優良中小企業との出会いの場を提供する仕組み作りが不可欠である。

こうした状況下、国においては昨年6月に新成長戦略を策定、今後の成長産業を育成し、且つこれらを支える実践的人材を育成するため、文部科学省、経済産業省、厚生労働省等関係省庁は各種施策を推進させるための予算を平成23年度予算に計上している。そこで、本財団は学生・生徒の選職能力の充実を図るための職業指導学の研究を推進するなど各種事業を実施してきた。

今年度はこれら関係省庁の施策、助成金を有効に活用して、学生・生徒に対する職業意識形成支援、就職支援、大学及び大学生に対する職場体験活動に係るコーディネート機能等の充実を図り、より実践的な教育や研究活動に対する支援を行う。また昨年度に引き続き、公益法人改革を踏まえた財団のあり方についての検討を行う。

### 1. 普及啓発事業

当財団の目的である職業指導学の普及・啓発のため、昨年度に引き続き以下の事業を実施する。

#### (1) セミナーの開催

職業指導学の研究成果の発表と各種調査・研究事業の発表等職業指導学の普及・意見交換の場として、セミナーを開催する。

#### (2) 研究業績に対する表彰事業

職業指導学の発展に寄与する研究業績に対する表彰事業の実施。

#### (3) 論文コンクール開催事業

毎年大阪府内の高校生を中心に実施している「高校生論文コンクール」を本年も実施する。

## 2. 調査研究事業

我が国経済社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、若者の労働需要の変化、若年失業、無業者に対するキャリア教育と就業支援、学校におけるキャリア教育と就業支援、中等教育におけるキャリア教育、近年の職業教育訓練政策と失業対策、若年者就業支援等について研究するための調査事業を実施する。

## 3. インターンシップ事業（経済産業省・厚生労働省施策）

インターンシップWGの議論を踏まえ、経済産業省の中小企業人材対策事業や厚生労働省の求職者支援制度などの施策を有効に活用して、以下の事業を実施する。

### ①企業へのインターンシップ啓発事業

優秀な人材確保のため、インターンシップは学生と企業の相互に有効な手段であるので、今後共インターンシップ事業の効率的な利用及び実施方法などについての普及啓発活動を行う。

### ②具体的な広報手段としてのインターンシッププログラムの提供。

### ③インターンシップを希望する企業と参加する学生とのマッチング事業の実施等。

## 4. 基金研修事業（厚生労働省施策）

本事業は、就職力形成を目的とするもので、中央職業能力開発協会から緊急人材育成支援事業に係る職業訓練としての認定を受け平成22年度から実施している。原則として雇用保険を受給できない受講生に対して、3カ月～1年の無料の職業訓練の実施と一定の要件を満たせば訓練期間中の生活保障として訓練・生活支援給付金（10～12万円／月）が支給される。

本年度は基礎演習コースを実施するほか、介護等の実践演習コース等を実施する予定である。

## 5. ソーシャルビジネス企業連携支援機能強化事業（経済産業省施策）

「ソーシャルビジネス（SB）／コミュニティビジネス（CB）」は、地域の課題解決や地域経済の活性化などに貢献する地域の自立的・持続的な発展に寄与するビジネスとして、近年、脚光を浴びている。

しかし、地域活性化や社会貢献と事業の自立・持続発展を両立させなければならないというSB／CB個々の難しさもある。SB／CB事業者の経営を持続的なものにしていくためには、質の高い支援を行うことができる地域の「中間支援機関」を全国的に広く創出したり、各地の既存中間支援機関の機能を強化することが求められている。

このため、経済産業省ではこれらに対する支援策を平成23年度に実施することとしている。本財団としては、これら施策を有効に活用して、知的資産や独自のノ

ノウハウを活用したビジネスモデルの可視化・標準化を行う等のソーシャルビジネス（SB）／コミュニティビジネス（CB）事業等を地域経済の活性化につなげていくための各種支援事業を実施する。

## 6. 労務パートナーズ事業（厚生労働省・経済産業省施策）

### （1）労務パートナーズ事業

企業内社員の生産性向上のため社会保険労務士などの専門家を組織化して社員教育を実施、企業の生産性向上に貢献する労務パートナーズを設立して以下の事業を実施する。

#### ① キャリア形成助成金の取得のためのサポート事業

- ・厚生労働省等の各種助成金制度の有効利用のためのコンサルティング及び代行事業
- ・社員研修の実施
- ・社員研修のための講師派遣等

### （2）労務パートナーズ説明会の実施

今年度も労務パートナーズ参加希望の専門家に対して、事業内容等の説明会を実施する。

### （3）第二就活・インターンシップサポート事業

昨年度検討した以下の事業について実施する。

#### 1）採用代行業

現状の就職活動は極めて厳しい状況にある。従来 of 就職活動で採用される学生数は約半数と言われている。残りの学生の中には優秀な人材も含まれている。一方、中堅・中小企業においては優秀な新卒人材を確保できない企業も数多い。こうした企業と学生との出会いの機会を作り、効率的な就業のための新卒者等採用代行のアウトソーシング事業を実施する。

#### 2）新卒者等採用のコンサルタント事業

前述の状況を踏まえ、実践的な人材採用のための全般的なコンサルティング事業を実施する。

## 7. 後見人制度事業検討会（文部科学省・大阪市施策）

成年後見制度とは判断能力の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限すると共に本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。ドイツの世話法、イギリスの持続的代理権授与法を参考にして2000年4月、旧来の禁治産・準禁治産制度にかわって設けられた。裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがある。本年度は、アスペルガー及び知的障

害者等を対象にした事業の検討を行い実現化を図る。

**8. 新F式選職能力テスト推進検討会（文部科学省、大阪府・市教育委員会関係事業）**

財団のミッションである職業指導学振興のための具体的手段である「F式選職能力テスト」については、初期の段階から若者に対して「気付き」の機会をあたえる具体的手段として有効なテストであるとの評価を得ている。昨年度は「新F式選職能力テスト」について検討を重ねると共に、既に各種診断事業などを実施している企業数社からのヒアリングを実施した。これらの内容を参考にして本年度は、具体的な内容を検討し、改善の実現化を図る。

**9. 財団あり方検討会（内閣府・大阪府教育委員会関係事業）**

公益法人改革等本財団を取り巻く環境変化を踏まえて、今後の財団のあり方や新たに取り組む事業について、関係者で組織する検討会を開催して議論を深めてきた。今年度も引き続き本財団の今後の展開についての検討と、社会貢献できる新規事業や既存事業の充実を図るための検討を行う。